

ご利用にあたって

1 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、平成22年を調査年とする農林業構造統計[統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定する基幹統計]を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関(FAO)の提唱する2010年農業センサスのための世界計画の趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の対象

- (1) 農林業経営体調査においては、規定に該当する(用語の解説参照)すべての農林業経営体(試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く)を対象とした。
- (2) 農山村地域調査においては、すべての市区町村(1,927市区町村)及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除くすべての農業集落(139,176集落)を対象とした。

3 調査期日

平成22年2月1日現在で実施した。

4 調査方法

- (1) 農林業経営体調査については、農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。
- (2) 農山村地域調査については、農林水産省—地方統計組織の実施系統で行い、市区町村用調査票は、市区町村に対する往復郵送調査(なお、市区町村の申出によりオンライン報告も可能とした。)とし、農業集落用調査票は、農業集落精通者に対し統計調査員が調査票を配付回収する自計調査(なお、農業集落精通者の申出により面接調査も可能とした。)とした。

5 公表範囲について

この報告書は、2010年世界農林業センサス結果のうち、農林業経営体調査の三重県集計結果の概要を三重県が公表するものである。

農林業経営体調査の全国結果及び農山村地域調査については、農林水産省から公表される。

6 数値について

この報告書の数値は、農林水産省公表のものと相違することがある。

統計数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

各統計表の増減率、構成比は原数の値により算出しているため、表上の数値で算出したものと若干の差が生じる場合がある。

農林業センサスは属人調査(属地ではない)であるため、調査対象が他の市町村又は県外に農地や山林を保有している場合、その経営耕地面積や保有山林面積はその農家・林家等の住所・所在地のある市区町村の面積に計上されることとなるので留意されたい。

表中に用いた記号は以下のとおりである。

- 「—」: 事実のないもの
- 「…」: 事実不詳又は調査を欠くもの
- 「0」: 単位に満たないもの(例:0.4万ha→0万ha)
- 「△」: 負数又は減少したもの

「X」: 数値を秘匿したもの

統計表中の「X」は2事業所以下に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した箇所である。

また、3事業所以上であっても、1又は2事業所に関する数値が前後の関係から判明する場合には、「X」と表示しています。

7 問合せ先について

この報告書に掲載した項目についての問い合わせ先は次のとおりです。

三重県政策部統計室 農水・商工統計グループ

TEL 059-224-2052 E-mail:tokei@pref.mie.jp